## 【参考】財政向上指針

多治見市告示第 249 号

財政向上指針について

多治見市健全な財政に関する条例(平成19年条例第48号)第22条の規定により、財政 向上指針を次のとおり策定したので、同条例第23条第2項及び同条例施行規則(平成20 年規則第9号)第12条の規定により、これを告示する。

令和5年11月7日

多治見市長 髙 木 貴 行

## 財政向上指針

- 1 目標年度
  - 本指針の目標年度を令和6年度から令和9年度までとします。
- 2 財政向上目標の達成のための基本方針
  - (1) 総合計画に基づく事業の実施と行政改革の推進
  - (2) 計画的かつ有効的な予算編成、予算執行
  - (3) 公共施設等の統合・複合化、転用、廃止等計画的な施設管理
- 3 目標年度までの各年度の財政判断指数の見込み

財政判断指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
償 還 可 能 年 数 (年)	5. 7	5.8	6. 1	6. 0
経費硬直率(%)	73.8	73. 7	74. 9	74. 4
財政調整基金充足率(%)	20. 5	15. 9	11.2	8.3
経常収支比率(%)	89. 9	89.8	90.6	90. 5
実態収支(百万円)	△1, 040	△950	△980	△640

- 4 財政向上目標の達成に必要な事項
  - (1) 収入の増加及び支出の抑制
    - ア 収入の増加

債権管理計画で定める収納率の達成、企業誘致による税収増、使用料・手数料等の見直し及び市有財産の一層の有効活用により財源の確保に努めます。

イ 支出の抑制

公共施設等のランニングコスト軽減、行政改革の実施による経常経費の抑制に 努めます。

(2) 市債残高の上限

一般会計の市債残高並びに特別会計及び企業会計の市債残高のうち、令和9年度 までに、一般会計で負担すべき残高の合計を470億円、市債の実残高を590億円以内 とします。

## (3) 基金の適正な管理

ア 財政調整基金

財政調整基金の可処分額を33億円以上確保します。

イ 市債償還対策基金

市債償還対策基金(合併特例債分を除く。)は、令和9年度末残高を30億円以上 確保します。

ウ 職員退職手当基金

職員退職手当基金は、令和9年度末残高を15億円以上確保します。

工 庁舎建設基金

庁舎建設基金は、建設費に30億円以上を財源充当できるよう、建設までに7億円以上を積み立てます。

## 才 地域振興基金

地域振興基金の年間処分額は、上限1億円とします。